

## お知らせ版

常総市役所 ☎0297-23-2111(代表) 毎月第1、第3木曜日発行

☉は本庁舎、議会棟 ☺は石下庁舎

### 市から



### 案内

#### 農業委員会委員選挙人名簿 登録申請はなくなりました

これまで、農業委員会では毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿の登録申請を受け付けていましたが、9月4日付で農業委員会法が改正になり農業委員の公選制が廃止になりました。

これに伴い、農業委員会委員選挙人名簿の登録申請はなくなりましたので、お知らせします。

☎農業委員会(内線2510)

#### 28年度公用車任意保険 取扱業者受付について

##### 【条件】

- ①市内にある代理店で、保険業を主としていること
- ②県内に支社・支店があること
- ③保険の格付が、格付会社(S&P、JCR、R&I)によりA以上のランクであること
- ④28・29年度入札参加登録を予定していること
- ⑤代理店および代表者に市税などの滞納がないこと

【持物】保険会社の代理店であるという証明書(任意様式)

【申込】28年1月15日(金)までに、申込用紙(☉)財政課にあります。

また、市ホームページからもダウンロードできます)に記入・押印し、証明書と合わせて☎財政課(内線3521)へお申し込みください。

※土日・祝日を除く、8時30分〜17時15分

#### 学校給食センター

#### 食品物資納入資格指名願について

学校給食センターでは、28・29年度の学校給食用物資として各種食品を購入します。

購入は原則として入札(見積り合わせ)で行いますので、納入を希望する方は「食品物資納入資格指名願」を提出してください。

【有効期間】28年4月1日〜30年3月31日(28・29年度の2年間)

##### 【提出書類】

- ①食品物資納入資格指名願
- ②食品衛生監視票
- ③保菌検査(〇-157を含む)結果報告書
- ④納税証明書(直前1年分)
- ⑤財務諸表(法人)または決算書(個人)
- ⑥登記事項証明書
- ⑦身分証明書(法人を除く)

【購入予定の食品】野菜類、果物類、肉類、魚介類、穀類、イモ類

油脂類、乳類、卵類、海藻類、調味料類、冷凍食品類など

【申込】12月18日(金)までに、学校給食センター所定の「食品物資納入資格指名願」(各学校給食センターにあります)に記入し、必要書類を添えて豊岡学校給食センター☎④3949または玉学校給食センター☎④2369へ提出してください。

※土日を除く、8時30分〜16時

#### 北海道地区の

#### 粗大ごみ回収を再開

水害の影響により見合わせていました北海道地区の粗大ごみの回収(有料)を、12月3日(木)回収分から再開しました。「平成27年度北海道地区ごみ・資源物収集力レシター」の日程どおり回収します。

【申込日】○豊岡・菅原・大花羽地区：7日、8日 ○三妻・五箇・大生地区：14日、15日 ○坂手・内守谷・菅生、大塚戸地区：21日、22日 ※申し込みをした週の木曜日が回収日になります。

☎生活環境課(内線4431)

### 相談

#### きぬふれあいセンター相談事業

##### ◆生活相談

日時 毎週水曜日 9時〜11時

場所 きぬふれあいセンター相談室  
地域交流センター応接室

対象者 市内在住の方

内容 日常生活相談

費用 無料

相談員 生活相談員

問 きぬふれあいセンター

TEL 0355

## 国・県・他市町村 などから



### 納税証明書について

県税事務所では、主に次の2種類の証明書を発行しています。

①税目別、年度ごとの納税状況の証明書(様式第40号の4・ア)

②すべての県税について未納のないことの証明書(様式第40号の4・イ)

申請前に、どちらが必要かご確認ください。

### 【申請に必要なもの】

○納税義務者の印鑑

※法人の場合は、法務局に登録してある代表者印(会社実印)

○証明手数料(1件につき400円)  
※代理人の場合は、委任状が必要です。2週間以内に県税を納めた場合は、その領収書を持参ください。

問 筑西県税事務所総務課

TEL 0296 9184

### ほっとランド・きぬ

### 年末年始休館日のお知らせ

ほっとランド・きぬ(フィットネスパーク・きぬ)は、12月28日(月)から29年1月4日(月)まで休館となります。

なお、公園全体も休園となります。1月5日(火)から通常営業となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。  
問 フィットネスパーク・きぬ(ほっとランド・きぬ) TEL 0296 4126

## イベント・募集



### 小中学校講師 教育補助員を募集

#### ◆市立小中学校講師

【勤務地】市立小中学校

【雇用期間】28年4月～29年3月

(原則1年)

【対象者】次のすべてに該当する方

- ①教育職員免許法に基づく教員の免許状を有する方
- ②教員の職務を行うのに必要な熱意と識見をお持ちの方
- ③地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

【持物】県公立学校常勤・非常勤採用志願書、教員免許状の写し

※志願書は、市ホームページから

ダウンロードできます。

#### ◆教育補助員(登録制)

【勤務内容】障がい児の補助業務

【勤務地】市立幼稚園、市立小中学校

【勤務時間】原則週5日以内(1日6時間)

【賃金】時給900円

【待遇】通勤手当(距離による)

【雇用期間】28年4月～29年3月(原則1年)

【対象者】積極的に取り組む意欲のある方

※教員免許は必要ありません。

【持物】履歴書(写真貼付)

その他登録後に採用する必要が生じた場合に連絡します。

また、不採用の場合の連絡は行いません。

【申込】28年1月8日(金)までに、

①学校教育課(内線8230)へ必要書類を本人が直接持参してください。

※土日・祝日・年末年始を除く、8時30分～17時

### 各種スポーツ教室を開催

#### ◆ジュニアゴルフ教室

【日時】28年1月23日～3月7日の毎週土曜日 13時～15時 全7回

(予備日3月12日・19日)

※雨天・降雪時は翌週に延期(最大2週分まで)

場所 水海道ゴルフクラブ練習場(坂手町5213)

【対象者】市内の小学4～6年生

※中学生も可。ただし、小学生優先になります。

【定員】先着30人

【指導員】佐藤精一プロ、市体育協会ゴルフ部

【費用】1500円(保険代など)

※参加費は、初日に徴収します。

【持物】ゴルフクラブ(7番アイアン、ドライバーの貸しクラブ有り)、ゴルフグローブ、運動のできる服装(学校体操着やジャージなど) ※ジーンズは不可

#### ◆ジュニアハンドボール教室(後期)

【日時】28年1月23日～3月12日の毎週土曜日 18時～20時 全8回

【場所】水海道総合体育館：1月23日・30日、2月6日・27日、3月5日・12日 6回

○石下紫峰高校体育館(新石下1-192-13)：2月13日・20日 2回

【対象者】市内の小学1～6年生

【定員】先着30人

【指導員】水海道ハンドボールクラブスポーツ少年団指導者、市内在住・在勤のハンドボール経験者

【費用】1000円(保険代、事務費など)

※参加費は、初日に徴収します。持物運動のできる服装、室内シューズ、タオル、飲み物など

申込 12月14日(月)から28年1月8日(金)までに、直接または電話で  
 ◎スポーツ振興課へお申し込みください。  
 ※土日・祝日・年末年始を除く、  
 8時30分～17時  
 問 ◎スポーツ振興課(内線8511)

### 水海道あすなるの里 イベントのお知らせ

◆ミニ門松作り体験  
 日時 12月23日(水・祝)10時～12時  
 場所 水海道あすなるの里作業棟2階  
 定員 先着30人  
 費用 1200円(1組2個分)

◆そば打ち体験  
 日時 12月30日(水)10時～  
 場所 水海道あすなるの里作業棟1階  
 定員 先着24人  
 費用 1人2100円(約5食分)  
 ※打ったそばは、持ち帰りになります。

その他参加には、別途入園料(大人400円、小学生200円、幼児4歳以上100円)が必要となります。

申込 問 そば打ち体験は12月20日(日)、ミニ門松作り体験は22日(火)までに、水海道あすなるの里  
 ④ 3481へお申し込みください。  
 ※休園日を除く、8時30分～17時

### 市社会福祉協議会職員を募集

#### ◆一般事務職員

対象者 次のすべてに該当する方  
 ①昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方  
 ②次のいずれかの資格を有する方(28年3月取得見込者を含む)  
 社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格  
 ③普通自動車第1種免許を有する方

#### 【1日目】

日時 28年1月10日(日)9時～11時40分 受付時間8時30分  
 場所 市民・福祉センター「ふれあい館」(水海道天満町2472)

内容 一般教養試験、職場適応性検査  
 ◆福祉専門職員(児童館などの社会福祉施設に勤務する職員)

#### 対象者 次のすべてに該当する方

①昭和50年4月2日以降に生まれた方  
 ②次のいずれかの条件にあてはまる方(28年3月取得見込者を含む)

○保育士の資格を有する方 ○幼稚園または小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の教諭の資格を有する方 ○社会福祉主事任用資格を有する方 ○高等学校などを卒業し、3年以上児童福祉事業に従事した方  
 ③普通自動車第1種免許を有する方

#### 【1日目】

日時 28年1月10日(日)9時30分～

11時20分 受付時間9時～

場所 市民・福祉センター「ふれあい館」(水海道天満町2472)  
 内容 社会人基礎試験

#### 【2日目】(一般事務・福祉専門職員)

日時 28年1月17日(日)8時30分～  
 受付時間8時  
 場所 市民・福祉センター「ふれあい館」  
 内容 集団討論、個別面接

#### 【募集人員】 若干名

【採用年月日】 28年4月1日

【給料】 当法人の給与規定による

申込 12月10日(木)から25日(金)までに、受験願書(市社会福祉協議会)にあります。また、市社会福祉協議会ホームページ(<http://www.jososhaki.or.jp>)からもダウンロードできます(に返信用封筒(住所、氏名を記入し、82円切手を貼った長形3号封筒)を添えて市社会福祉協議会に直接または郵送(簡易書留や配達記録など)でお申し込みください。※郵送は25日(金)必着)

その他市社会福祉協議会ホームページで、募集事項を確認のうえお申し込みください。  
 問 市社会福祉協議会(市民・福祉センター「ふれあい館」内・〒303-0034水海道天満町2472) ☎222333

※土日・祝日を除く、8時30分～17時

### 第20回わくわく美術展の 出展作品を募集

#### ◆わくわく美術展

日時 28年2月20日(土)～26日(金)9時30分～16時  
 場所 県民文化センター(水戸市千波町東久保697)

#### ◆出展作品受付

対象者 県内在住で昭和32年4月1日以前に生まれたアマチュアの方  
 内容 日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真  
 ※出展数は部門を問わず1人1点  
 費用 2000円

申込 28年1月4日(月)から8日(金)までに、作品に出展申込票(市社会福祉協議会)にあります)を添えて市社会福祉協議会 ☎222333へお申し込みください。  
 問 県社会福祉協議会わくわく美術展係 ☎029-243-8989  
<http://www.ibaraki-welfare.or.jp>

#### 認定こども園みつかいどう子育てわっはっはクラブを開催

◆制作遊びを楽しもう  
 日時 12月17日(木)10時30分～11時30分

場所 認定こども園みつかいどう子育て支援センター(水海道橋本町3346)

対象者 未就園児とその保護者の方  
 定員 先着10組 ※要予約

日曜日開庁のお知らせ(12月)

本 庁 舎	6 日 ・ 20 日
石 下 庁 舎	13 日 ・ 27 日

開庁時間：8時30分～17時15分

※11月19日号で開庁時間を正午までと掲載しましたが、17時15分まで開庁します。

業務内容：窓口業務の一部(下記のとおり)

【市民課関係】

○戸籍謄本・抄本、住民票の写し、身分証明書、印鑑登録および印鑑登録証明書などの発行

【税証明関係】

○市・県民税の課税証明書、非課税証明書、所得証明書、納税証明書(市・県民税、固定資産税、軽自動車税)の交付

※税証明については交付できない場合がありますので、事前にご確認ください。

◆住民票の異動(転入、転出など)およびパスポート申請などの手続きはできません。なお、第1・3日曜日の開庁時間のみ、パスポートの交付が可能です。

◆住民票、印鑑登録証明書は、自動交付機でも交付されますので、じょうそう市民カード(暗証番号を登録済みのもの)をお持ちの方は、ぜひご利用ください。

問(水)市民課(内線1130)

㊟暮らしの窓口センター ㊟㊟7844

内容 正月遊びのおもちゃ(たここま)作り  
費用無料  
申込 問 12月10日(木)から受け付けを開始します。認定こども園みつかいどう子育て支援センター ㊟㊟ 1400へお申し込みください。  
子育てサロン  
「ぴゅちゅちゅ」であそぼう  
日時 12月17日(木)10時30分～12時  
場所 宝町会館(水海道宝町2846-13)※水海道児童センターが災害復旧工事中のため、宝町会館で開館しています。駐車場は市民の広場をご利用ください。  
対象者 未就園児とその保護者の方

定員 先着10組  
内容 プラバン工作、ミニクリスマス会  
費用無料  
申込 問 水海道児童センター 090-8480-7385  
水海道さくら病院  
復興感謝内覧会を開催  
まもなく修繕工事を終える病院施設の内覧会を開催します。  
日時 12月6日(日)10時～16時  
※予約不要(無料)  
場所 水海道さくら病院(水海道森下町4447)  
内容 健康教室(10時30分)、自由内覧、軽食もあります。  
問 水海道さくら病院 ㊟㊟ 2223

「平成27年関東・東北豪雨」で被災された皆さまへ

被災者生活再建支援制度による  
支援金の給付について

関東・東北豪雨により、半壊の被害を受けた世帯に支援金を給付します。ただし、従前の規定による支援金の給付の要件に該当する方(全壊・解体・大規模半壊)を除きます。り災証明をもとに対象となる方を判断し、12月中旬を目途に順次案内の通知を郵送しますので、手続きをお願いします。

対象者 今回の災害により居住する住宅に半壊の被害を受けた世帯の世帯主

【支援金の額】

○複数世帯：25万円  
○単身世帯：18万7500円

【申請方法】案内通知が届きましたら必要事項を記入のうえ郵送してください。

【給付方法】指定された世帯主の口座に振り込みます。

問(水)高齢福祉課(内線4250)

住宅の応急修理制度について

関東・東北豪雨により、半壊の被害を受けた世帯で、所得要件により国の災害救助法に基づく応急修理の対象外となる世帯に、応急

修理にかかる費用の一部を補助する制度です。

【対象となる世帯】

○半壊の被害を受けた世帯であつて所得要件により国の災害救助法に基づく応急修理の対象外となる世帯

○応急修理を行うことによつて避難所などへの避難を要しなくなる  
○公営住宅などの無償提供を受けないこと

【基準額】

1世帯あたり56万7000円が限度額となります。

【応急修理の範囲】

居室、炊事場、便所など日常生活に必要最小限度の部分

【期限】

○申込期限：12月27日(日)  
※申し込みが遅れる場合は事前に

㊟建設課、㊟都市整備課へご連絡ください。

○工事完了報告書の提出期限：28年2月29日(月)

その他 応急修理に相当する修理代金が清算済の場合は対象外となります。

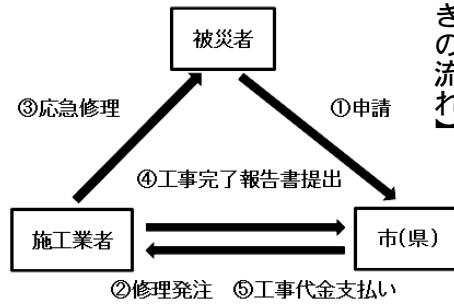
工事完了報告書提出の際に、工事着手前、施工中および工事完了

(5)

時の写真添付が必要となります。  
**【申込】**被災者支援総合窓口(市役所第3分庁舎)で受け付けを行っています。

☎建設課(内線2630)、☎都市整備課(内線2711)

**【手続きの流れ】**



**義援金・市災害見舞金を給付**

関東・東北豪雨により被災した世帯に対し、義援金(第1次)、見舞金を給付します。対象となる方へ案内の通知文を順次郵送いたしますので、手続きをお願いいたします。※被害の程度は、り災証明を基に判断します。

**【対象者】**被災時、市内に住民登録があった方で災害により住んでいる住居(現に居住のために使用している建物)に半壊以上の被害を受けた世帯の世帯主および貸家・アパートなどの所有者(法人を除く)  
 ※義援金は貸家・アパートなどの所有者を除く。

**【義援金の額】**

- 全壊：16万円
- 大規模半壊・半壊：8万円

**【見舞金の額】**

- 全壊：5万円
- 大規模半壊・半壊：3万円
- ※借家・アパートなどの居住者は半額となります。

**【給付方法】** 指定された世帯主、所有者の口座に振り込みます。

- ☎義援金について：☎社会福祉課(内線4130)
- 見舞金について：☎秘書広聴課(内線3211)

**被災中小企業事業継続支援事業について**

関東・東北豪雨により被災した中小企業に対し、早期の事業再開および円滑な事業継続を図るため、事業再開に必要な機械・設備の取得、修繕に要する経費などを補助します。

**【補助上限額】** 50万円

**【補助対象事業者】** 被災中小企業(中小企業基本法第2条第1項で規定されている企業)

**【補助対象経費】**

その他被災証明の交付を受けた中小企業が対象となります。  
 申請以前に取得・修繕などを行った経費に対しても、さかのぼって補助の対象となります。  
 ☎商工観光課(内線2430)

**証明書などの交付手数料免除について**

関東・東北豪雨以降、鬼怒川東側の住民の方の証明書などの手数料を無料としましたが、28年1月から手数料の取り扱いを次のとおり変更します。

**【対象者】**被災時に市内に住民登録があった方

**【対象となる手数料】**被災した方の各種支援手続きに必要な証明書などに係る手数料を免除します。申請書に提出先、用途を記載してください。

※今後、被災者支援制度が追加された場合は、その手続きに係る証明書などの発行手数料も対象となります。

**【その他】**自動交付機により証明書などを取得された方は、☎市民課、☎暮らしの窓口センターへレシートを提出し、証明書などの提出先、用途を申告していただければ料金を返金します。

※土日・祝日を除く、8時30分～17時15分(日曜日開庁時は可)

☎市民課(内線1140)

**介護保険料・介護利用者負担額の減免について**

**◆介護保険料**

り災証明書の交付を受けた方は、申請により介護保険料が減免され

ます。該当する方に順次、通知・申請書を郵送していますので、記入のうえ、同封の返信用封筒で郵送してください。

**【損害の程度と減免割合】**

- 全壊：全額
- 大規模半壊・半壊：半額
- ※減免対象は10月から28年3月までの保険料相当額

**【減免方法】**

○年金天引きの方：減免決定通知書を28年1月に郵送し、その後災害に伴い払い過ぎになった額を指定の口座に還付します。

○納付書払いの方：減免決定通知書と減額後の納付書(5・6期分)を12月に郵送します。災害に伴い払い過ぎになった額がある場合には指定の口座に還付します。

※5・6期分で減免額の調整を行いますので、4期分までは通常どおり納付してください。

**【申請期限】** 申請書到着後、2週間程度を目安に郵送してください。

**◆介護保険利用者負担額**

り災証明書の交付を受けた方で介護サービスを利用している方は、申請により利用者負担額が減額されます。該当する方に順次、通知・申請書を郵送していますので、記入のうえ、同封の返信用封筒で郵送してください。

**【損害の程度と減額後給付率】**

- 全壊：100分の100

# 災害援護資金貸し付けの申請期限は12月31日(木)です。

※29日(火)～31日(木)は、日直がお預かりします。☎社会福祉課(内線4130)、☎暮らしの窓口センター保健福祉G(内線8020) (6)

○大規模半壊：100分の97  
○半壊：100分の95

※給付率は現在の自己負担が1割の方です。2割の方は直接お問い合せください。減額の対象となるのは9月10日から28年7月31日までの利用者負担額です。

【減額方法】申請後、順次利用者負担額減額認定証を郵送します。

認定証が届くまでに介護保険事業者に支払った自己負担分との差額は後日指定の口座に振り込みます。

【申請期限】申請書到着後2週間程度を目安に郵送してください。

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の方へ

### ◆国民健康保険税

り災証明書の交付を受けた方は、申請により国民健康保険税が減免されます。該当する方に順次、通知・申請書を郵送しますので、記入のうえ、同封の返信用封筒で郵送または直接☎健康保険課へ提出してください。

### 【損害程度と減免割合】

○全壊：全部

○大規模半壊・半壊：2分の1

被害状況にかかわらず、26年分と比べて事業・給与・不動産収入などに10分の3以上の減収が見込まれる世帯では、減免ができる場合がありますので、☎健康保険課

へお問い合わせのうえ、来庁ください。減免の対象となるのは9月から28年8月の期間の保険税相当額で、27・28年度で減免します。

【申請期限】28年3月31日(木)  
☎健康保険課(内線1220)

※28年度の申請は不要です。

### ◆国民健康保険一部負担金

り災証明書の交付を受けた方は、国民健康保険一部負担金減額・免除の申請をすることにより、医療費の還付となる場合があります。

【期間】災害発生から3か月(11月診療分まで)

【減免割合】被害の程度および総所得金額などの合計額で、審査・判定します。

【申請期限】28年2月29日(月)

【必要なもの】り災証明書(写し可)、医療機関などに支払った領収書、預貯金通帳の写し、印鑑、保険金支払通知書などの写し

☎健康保険課(内線1212)

### ◆後期高齢者医療保険料

り災証明書の交付を受けた方は、後期高齢者医療保険料・一部負担金が減免になる場合があります。該当すると思われる方には順次書類を郵送します。記入のうえ、郵送または直接☎健康保険課、☎暮らしの窓口センター保健福祉Gへ提出してください。

【申請期限】28年1月29日(金)

☎健康保険課(内線1250)

## 国民年金保険料の免除について

国民年金保険料(第1号被保険者)については、被災(災害による被害額が最も大きい財産においてその損害が2分の1を超えること)したことで納付困難な場合、申請して承認されると保険料の全額が免除される制度があります。

【申請に必要な書類】り災証明書、保険金・損害賠償金額などの確認

できる証明書の写し(保険金・損害賠償金などが支給された場合)、印鑑、年金手帳

【免除される期間】8月分から28年6月分まで

なお、28年7月以降の保険料について免除を受ける場合は、7月以降に改めて申請してください。

申込☎健康保険課(内線1230)、☎暮らしの窓口センター市民生活G(内線8015)、下館年金事務所☎0296☎0829

## 納税の猶予について

被災地域においては、市税などの納付期限を延長するなど措置を講じていますが納付が困難な方は、申請により1年以内の範囲で分割納付や納める時期を遅らせることができます。

申請書は☎収税課にありますので、お問い合わせください。

※猶予は、税額の免除や減免をす

るものではありません。

### 【猶予申請書への記載事項】

① 一時に納付することのできない事情

② 猶予を受ける金額および期間

③ 分割納付する金額および期間

④ 担保の内容(担保を提供する場合)

### 【猶予申請書に添付する書類】

① り災証明書など

② 資産および負債の状況を明らかにする書類

③ 収支の状況(実績および今後の見込み)

④ 担保に関する書類(担保を提供する場合)

### 【担保の徴収基準】

猶予に係る金額が50万円以下の場合は不徴収とします。

☎収税課(内線1521)

## 被災した古文書の復元について

関東・東北豪雨で水没などの被害を受けた古文書について、茨城大学を中心とした史料保存団体「茨城史料ネット」が復元活動を行っています。

復元可能かどうかなどの相談を受け付けていますので、被災した古文書をお持ちの方は茨城史料ネットまでご相談ください。

☎茨城史料ネット(茨城大学人文学部添田仁研究室・水戸市文京2-1-1) ☎029-1228-18  
118 ☎soeda@mx.ibaraki.ac.jp